

# 鴻巣市自治基本条例検討委員会 検討報告書



鴻巣市自治基本条例検討委員会

平成24年1月

## はじめに

「自治基本条例って何だろう?」。これは出前講座のタイトルです。出前講座は、この委員会が市民の皆さんに自治基本条例について説明させていただく機会でしたが、私たち自身もタイトルのように「自治基本条例って何だろう?」というところからスタートしました。

1990年にバブルがはじけて以来今日まで、経済を中心に停滞した状態が続き、失われた20年とも言われております。人口の減少、GDPの頭打ち、税収の減少、そして公債という借金は年々増えるばかりです。今日に至ってもそうした状況は、少しも改善されておられません。その一方で、市民ニーズは増加・多様化し、効果的な対策を見出すことは難しく、袋小路へと入ってしまったかのようです。

こうした状況は、少し時間をかけて待てば改善するというものではなく、構造的な変化であって、大きな時代の転換期ともいえそうです。そして、その変化の速度は東日本大震災の影響で、さらに加速されるものと考えられます。

この20年の間には、中央集権から地方分権への歩みが始まりました。中央が上位で地方を指揮命令する関係から、少なくとも形式的には中央と地方が対等であるという関係が実現しました。こうした歩みは地域主権へと引き継がれ、いずれ国民主権・市民主権という原点への回帰を目指していくことでしょう。

自治とは自ら治めると書きます。それでは誰が自らを治めるのでしょうか。言うまでもなく市民一人ひとりです。市民が主体であり、市民が主役にほかなりません。

自治の主役である私たちが生きている現代は、大転換期として歴史に記録されるかもしれません。こうした時代に答えを見つけ出す作業は、決して容易ではありませんが、待っていても答えが出てくるというものでもありません。一人ひとりが、そして多くの人々が協力して、チャレンジしていかなければ一歩も進むことさえできない時代に遭遇しているような気がいたします。

私たち委員は「自治基本条例って何だろう?」からスタートし、多くの皆さんのご指導とご協力をいただき、勉強と議論を繰り返しながらこうして報告書をまとめることができました。

混沌とした答えのない時代にあって、おぼろげではあってもこの報告書の中に、次の時代への方向を見い出していただければ幸いです。

鴻巣市自治基本条例検討委員会  
委員長 大澤文徳

## I 自治基本条例の構成

1	条例の名称	1
2	前文	1
3	総則	
(1)	目的	2
(2)	用語の定義	2
4	基本原則	3
5	市民の権利及び責務	
(1)	市民の権利	4
(2)	市民の責務	4
6	議会及び議員の責務	
(1)	議会の責務	5
(2)	議員の責務	5
7	市長等の責務	
(1)	市長の責務	5
(2)	市長を除く執行機関の責務	6
(3)	職員の責務	6
8	情報公開及び個人情報保護	
(1)	情報の公開、提供及び共有	7
(2)	個人情報の保護	7
9	参加及び協働	
(1)	参加及び協働の推進	7
(2)	審議会等の委員の選任	8
(3)	意見公募手続	8
(4)	コミュニティ	8
(5)	住民投票	9
10	市政運営	
(1)	基本構想	10
(2)	行政手続	10

(3) 説明責任	10
(4) 応答責任	11
(5) 財政運営	11
(6) 市政に関する評価	11
1 1 危機管理	12
1 2 国及び他の地方公共団体との連携及び協力	12
1 3 この条例の見直し	13
1 4 自治基本条例審議会の設置	13
1 5 この条例の位置付け	13
1 6 事業者等への準用	13
II 活動経過	
(1) 鴻巣市自治基本条例検討委員会 会議開催	15
(2) 出前講座 開催	16
(3) 市民ワークショップ 開催	17
(4) 意見交換会 開催	18
III 自治基本条例検討委員会委員名簿	19